平成２３年（フ）第２３１５号
愛知県春日井市中切町30番地　レオパレスゆうひ201号
破産者　吉田　幸生
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３０３号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
破産者　森脇　泰光
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６１号
大阪市大正区小林西２丁目８番20号
破産者　森　　達也
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４６号
大阪市天王寺区上本町９丁目３番２号　夕陽ヶ丘ＡＳレジデンス702号
破産者　濵野亜由美
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３７号
大阪府門真市末広町14―26、住民票上の住所大阪府門真市上野口町59番３号
破産者　鎌田　正義
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９３号
奈良県香芝市磯壁３丁目90番地の３
破産者　西盛禮一郎
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９４号
奈良県香芝市磯壁３丁目90番地の３
破産者　西盛　文子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０１６号
大阪府東大阪市上四条町６番３号
破産者　三田村常二
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４９号
大阪市西区江之子島１丁目10番15―520号
破産者　平山潤一郎
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２４号
大阪府寝屋川市萱島信和町10番６号
破産者　ＣＯＭＩＮＧことｓｔｕｄｉｏ　ｂｅａｕｘこと　中尾　隆政
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３号
堺市堺区海山町１―62―18　大城賢徳方、住民票上の住所堺市堺区向陵東町１丁５番17号マンション緑302号
破産者　小川工務こと　小川　克三
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１９号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番314―305号
破産者　ヤマハユーショップワウこと　日髙　真操
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市広畑３丁目62番地２、前住所兵庫県伊丹市北本町３丁目165番地の１エーベル伊丹弐番館101号
破産者　神崎エンジニアリングこと　福島　広行
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１９号
兵庫県伊丹市池尻３丁目228番地　古田文化東棟６号、前住所兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１　パレ武庫川プルミエールⅣ222号
破産者　佐藤　悦代
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０６号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目11番12号
破産者　北田　利明
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６７号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目20番22号
破産者　美の吉こと　山﨑　榮子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８１号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目22番６号
破産者　相薗　謙次
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２１号
兵庫県西宮市大屋町１番10―307号
破産者　メニィボックスこと　吉留　康博
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野1569番地２
破産者　内藤　紀行
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係